

申請書ポイントチェック表

<p>≪書類作成時の注意点≫</p> <p>○消せるボールペンの使用は認められません。</p> <p>○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。</p> <p>○ご提出いただいた書類はお返しできません。</p>

≪補助金を受けるうえでの前提条件の確認≫	確認欄
過去に同一の補助対象機器に係る補助金を交付したことがない方・世帯	
設置完了後の実績報告書の提出時点で、川越市内の設置場所に住民登録ができる方	
設置完了後の実績報告書提出時点で、市税に滞納がない方	
設置完了後の実績報告書類一式を不備なく期限までに提出できる方	

≪作成のポイント≫	確認欄				
◆印の書類およびその他必要な書類を作成し、環境政策課へご提出をお願いします。					
◆川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）					
現住所と設置する場所が異なる場合、現住所に郵送物を送付して差し支えありませんか。					
申請者は個人ですか。法人名による申請は受け付けません。					
『設置場所住所』は、申請者が居住する川越市内の個人住宅ですか。 店舗併用住宅の場合、太陽光発電システムは電力会社と個人名で受給契約を結ぶことができますか。					
『申請機器』の欄には、設置する補助対象設備をすべてチェックしていますか。					
『工事着工予定日』には、補助対象設備の工事を開始する予定日を記入してください。					
『工事完了予定日』には、設置工事が完了する予定日を記入してください。					
『代理人情報』欄の申請者名は必ず申請者本人が記入してください。					
代理人は、すべての手続きについて責任を持って行うことのできる方ですか。					
補助対象設備ごとの補助要件を満たしていますか。					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">共通</td> <td style="padding: 5px;">各『設置に要する経費』には、機器費と工事費の合計金額（税抜き）が記載されていますか。（補助対象設備以外の併設設備の経費や竣工検査立会い費、申請手続き費、保証費などは、除外してください）</td> </tr> </table>	共通	各『設置に要する経費』には、機器費と工事費の合計金額（税抜き）が記載されていますか。（補助対象設備以外の併設設備の経費や竣工検査立会い費、申請手続き費、保証費などは、除外してください）			
共通	各『設置に要する経費』には、機器費と工事費の合計金額（税抜き）が記載されていますか。（補助対象設備以外の併設設備の経費や竣工検査立会い費、申請手続き費、保証費などは、除外してください）				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">太陽光 (共通)</td> <td style="padding: 5px;">太陽光発電システムの補助要件は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が4.00kW以上のものです。 『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点第三位以下があるときは、これを切り捨ててください。 (例)4.185kWの場合は4.18と記入</td> </tr> </table>	太陽光 (共通)	太陽光発電システムの補助要件は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が4.00kW以上のものです。 『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点第三位以下があるときは、これを切り捨ててください。 (例)4.185kWの場合は4.18と記入			
太陽光 (共通)	太陽光発電システムの補助要件は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が4.00kW以上のものです。 『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点第三位以下があるときは、これを切り捨ててください。 (例)4.185kWの場合は4.18と記入				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">太陽光 (新築住宅)</td> <td style="padding: 5px;">新築住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律30,000円です。 定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置工事等し、市へ補助申請を併せて行いますか。</td> </tr> </table>	太陽光 (新築住宅)	新築住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律30,000円です。 定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置工事等し、市へ補助申請を併せて行いますか。			
太陽光 (新築住宅)	新築住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律30,000円です。 定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置工事等し、市へ補助申請を併せて行いますか。				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">太陽光 (既存住宅)</td> <td style="padding: 5px;">既存住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律60,000円です。</td> </tr> </table>	太陽光 (既存住宅)	既存住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律60,000円です。			
太陽光 (既存住宅)	既存住宅に設置する場合の太陽光発電システムの補助額は一律60,000円です。				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">太陽熱</td> <td style="padding: 5px;">一般財団法人ベターリビングの認定番号を記入していますか。 (ホームページ (http://www.cbl.or.jp) で確認可能。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">太陽熱利用システムの補助額は、一律 15,000円です。</td> </tr> </table>	太陽熱	一般財団法人ベターリビングの認定番号を記入していますか。 (ホームページ (http://www.cbl.or.jp) で確認可能。)		太陽熱利用システムの補助額は、一律 15,000円です。	
太陽熱	一般財団法人ベターリビングの認定番号を記入していますか。 (ホームページ (http://www.cbl.or.jp) で確認可能。)				
	太陽熱利用システムの補助額は、一律 15,000円です。				

エネファーム	エネファームの補助額は、一律 40,000円です。	
	設置機器の型式は、「一般社団法人燃料電池普及促進協会」が作成している機器登録リストに掲載されていますか。 (ホームページ (http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html) で確認可能。)	
蓄電池	蓄電池の補助額は、一律 40,000円です。	
	設置機器の型式は、「令和4年度戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化支援事業」の補助対象機器のうち、公称容量が4kWh 以上のものになっていますか。 (ホームページ(https://sii.or.jp/zeh/battery/search) で確認可能。)	
	型式には、パッケージ型番が記入されていますか。	
申請書裏面の太枠内の5つのチェック項目に☑を付け、申請者本人が署名をしましたか。		
◆経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し		
共通	社印のある正式なものですか。	
	契約者や宛名は申請者(設置者)本人ですか。	
	機器費、工事費及びその他の経費が明確に区別でき、税抜の金額が記載されていますか。補助対象設備以外の併設備の経費が明確に分けて記載されていますか。 ⇒申請書(様式第1号)裏面に記載する「設置に要する経費」が読み取れますか。	
太陽光	モジュールのメーカー名、型式、枚数が記載されていますか。	
	モジュール1枚あたりの公称最大出力値が記載されていますか。	
太陽熱	機器のメーカー名、型式、集熱面積、貯湯量が確認できますか。	
エネファーム	機器のメーカー名、型式が確認できますか	
蓄電池	機器のメーカー名、型式、蓄電容量が確認できますか。	
◆工事着手前の現況写真（新築の場合は省略することができます）		
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさと印刷されたものですか。		
設置する建物の全景がわかり、設置予定の屋根等が確認できますか。 (室内に蓄電池を設置する場合も、設置場所の現況写真が必要です。)		
◆設置する場所の地図		
住宅地図のように、設置場所が詳細に確認できますか。		
着工日等証明書		
着工日は令和5年4月1日以降ですか。		
繰上げ当選し交付決定を受けた方で、着工日等証明書を添付せず申請をし、交付決定通知が届く前に、すでに工事に着工している場合は実績報告書提出時に提出して下さい。		

※提出は環境政策課窓口(市役所5階)へ直接お持ちいただくか、郵送(簡易書留又はレターパックプラス)にてご提出をお願いします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

※このポイントチェック表も書類一式と併せてご提出ください。

<p>【お問い合わせ】 川越市環境政策課地球温暖化対策担当 〒350-8601 川越市元町1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800 電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp (メール送信の際は★を@に置き換えてください。)</p>
